

回 答 書

1.募集要項の項目と質問内容に対する回答内容

No	頁	項 目			タイトル	質問内容	回答内容
1	P5	(3)	⑧		公開プレゼンテーションについて	・代表応募者でない、構成員がプレゼンテーションの説明を行っても良いか。	・構成員がプレゼンテーションの説明を行うことについては妨げるものではありません。ただし、構成員になっていない協力者によるプレゼンテーションは除外するものとします。なお、公開プレゼンテーションの詳細な実施日時や実施方法等については、事業応募者に対し、適宜Eメールで通知します。
2	P6	(4)	②		事業応募者の構成について	・法人グループで応募する場合は、代表法人を定め、代表法人が応募すると記載されているが、共同代表（2社が代表）で応募することは可能であるか。また、共同代表での応募が可能な場合で、1社は財務諸表等による資格要件を満たすが、もう1社は財務諸表等による資格要件を満たさない場合の取り扱いについて確認したい。	・共同代表（2社が代表）で応募することは可能とします。ただし、法人グループの構成員ではなく、2社が代表となる理由及び2社それぞれが担う責任分担や役割分担についてご提示ください（様式A-①、様式A-②）。また、共同代表のうち1社が財務諸表等による資格要件を満たさない場合の取り扱いについては、共同代表のうち資格要件を満たす者は、資格要件を満たさない者が経営状況の悪化や募集要項に定める「事業応募者の構成員の制限」に抵触等の事由により、事業遂行が困難になった場合でも、単独の代表応募者として責任を持って事業を履行することを条件とし、その旨を記載した履行表明書（様式A-③）を市へ提出するものとします。
3	P6	(4)	②		事業応募者の構成について	・本事業区域内の土地及び建物に権利を有するものは、事業応募者として参加できないものとしますと記載があるが、借家人（テナント）も含まれるのか。	・借家人（テナント）も含まれます。
4	P6	(4)	②		事業応募者の構成について	・参加意思表明書の提出期限までの期間が短いことから、構成員が確定しない場合も考えられるが、参加意思表明書提出後に構成員を追加してもよいか。	・参加意思表明書の提出後から提案書の提出前までは、事業の実現性を高めるための構成員の追加については可能とします。ただし、参加意思表明書の提出後の代表応募者の変更は認めないものとします。
5	P6	(4)	②		事業応募者の構成について	・事業プランを計画するにあたり、資金協力は行わないが、設計協力を行う企業の場合、構成員に組み入れることで、評価に影響するか。	・構成員の取り扱いについては、応募者の判断になります。構成員に組み入れることで評価の対象となるのは、資金協力を行う場合など事業の実現性を高める場合などが考えられます。 ・また、国庫補助等の対象となる業務の発注や公共施設に関する業務は、競争入札等の方式により、透明性・公平性のある業者選定及び価格決定を行うことに留意してください。
6	P7	(4)	③		資格要件について	・参加意思表明書に添付する財務関係書類リスト（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）の作成方法で、単独又は連結のどちらの資料を提出すれば良いか。	・単独で提出していただくことを基本としますが、グループ会社も含めた全体で本事業を推進する場合は、連結でも構いません。ただし、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書は単独であれば単独で揃え、連結であれば連結で揃えるものとします。
7	P7	(4)	③		資格要件について	・事業応募者の構成員の制限における1)～7)において、参加意思表明書を提出するにあたり、事業応募者が添付すべきものはあるか。	・事業応募者及び構成員の制限における、3)及び4)の暴力団等に関する制限、5)経営不振の状態、6)直近1年間における各種税金の滞納状況についての確認に必要な資料（様式D-①、D-②、D-③、法人登記簿謄本）の提出をお願いいたします。
8	P8	(7)	②		その他	提出した提案書の内容の変更は、原則として認めないものとしますとあるが、事業予定者として選定され基本協定を締結するまでの間に、別会社等（SPC、JV、事業予定者が設立する株式会社（SPC以外）等）を設立し、事業を実施することは可能であるか。	・提案書は事業予定者を決定するための元となるものであることから、原則として変更はできないこととしています。ただし、事業予定者選定後の地権者協議による事業区域の確定も含めて事業を進めながら、認可権者の市や地権者の意向等に応じて提案書を元にしながら事業計画が変更になる場合はあります。 ・事業予定者として選定され基本協定を締結するまでの間に、別会社等（SPC、JV、事業予定者が設立する株式会社（SPC以外）等）を設立し、事業を実施することについては、可能としますが、様式5-①の事業計画に関する提案で事業スキームに組み込んで提案してください。また、国庫補助等の対象となる業務の発注や公共施設に関する業務は、競争入札等の方式により、透明性・公平性のある業者選定及び価格決定を行うことに留意してください。
9	P19	4	(1)	※	事業者の業務範囲	・国庫補助等の対象となる業務の発注を行う際に、競争入札等で透明性や公平性を確保することになっているが、別会社等（SPC、JV、事業予定者が設立する株式会社（SPC以外）等）を施行者とした場合に、構成員となっている会社が入札に参加することは可能であるか。	・事業者の構成員が入札等に参加することは可能ですが、競争入札等による業者決定にあたり、外部の第三者機関に業者選定手続きを委託（入札条件の決定から設計書の作成や予定価格の決定、業者選定までを含む）すること等により、当該構成員が業者選定手続きに関与せず、透明性・公平性のある競争環境が担保されることが条件となります。

2.審査基準の項目と質問内容に対する回答内容

No	頁	項 目			タイトル	質問内容	回答内容
10	P9	(6)	①		対話型市場調査への参加状況等に関する評価	・対話型市場調査への参加した事業者が、本事業者募集に代表応募者ではなく、構成員として参加した場合は、評価の対象となるのか。	・評価の対象となります。